

## 原子力発電保安委員会の運用状況について

### 1. はじめに

島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の定めに従い、発電用原子炉施設の保安に関する基本的な重要事項に関しては、当社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させることとしている。

原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書または保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、島根原子力発電所が所管する社内規程類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することとし、両委員会の役割分担を明確にしている。

ここでは、原子力発電保安委員会における審議対象、構成委員および開催実績を以下に示す。

### 2. 審議対象

保安規定第6条（原子力発電保安委員会）に基づき、以下の事項を審議対象としている。

- 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
- 保安規定の変更
- 原子炉施設の定期的な評価の結果
- 保安教育実施計画の策定に関する事項
- その他保安委員会で定めた審議事項

### 3. 構成委員

原子力発電保安委員会は、電源事業本部部長（原子力管理）を委員長とし、電源事業本部部長（原子力安全技術）、島根原子力発電所所長、発電用原子炉主任技術者、島根原子力発電所各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成している。

なお、委員長は、審議結果を定期的に社長に報告している。

### 4. 開催実績

令和2年度における原子力発電保安委員会の開催実績を添付資料（1）に示す。

### 5. 添付資料

- （1）原子力発電保安委員会の開催実績（令和2年度）

以 上

## 原子力発電保安委員会の開催実績 (令和2年度)

開催月	回数	審議事項
4月	0	—
5月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請
		・島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画の変更認可申請
		・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正
6月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正
		・核燃料物質使用の変更届出
7月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正
8月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正
		・島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正
		・原子力災害対策規程の改正
9月	0	—
10月	0	—
11月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正
12月	1	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請
1月	0	—
2月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正
3月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正
		・島根原子力発電所 2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書本文に記載の構築物, 系統及び機器の変更
		・原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正
		・原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機関の指定
		・2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定

以 上